



国・県の施策の動向

目標：国・県の生涯学習・社会教育関係の施策に関する最新の動向等を理解する。

ぱれっとひろしま

広島県立生涯学習センター



国の動向



第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

○平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画

○5年間（令和5～9年度）の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めている。



社会の現状と変化



※ 「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

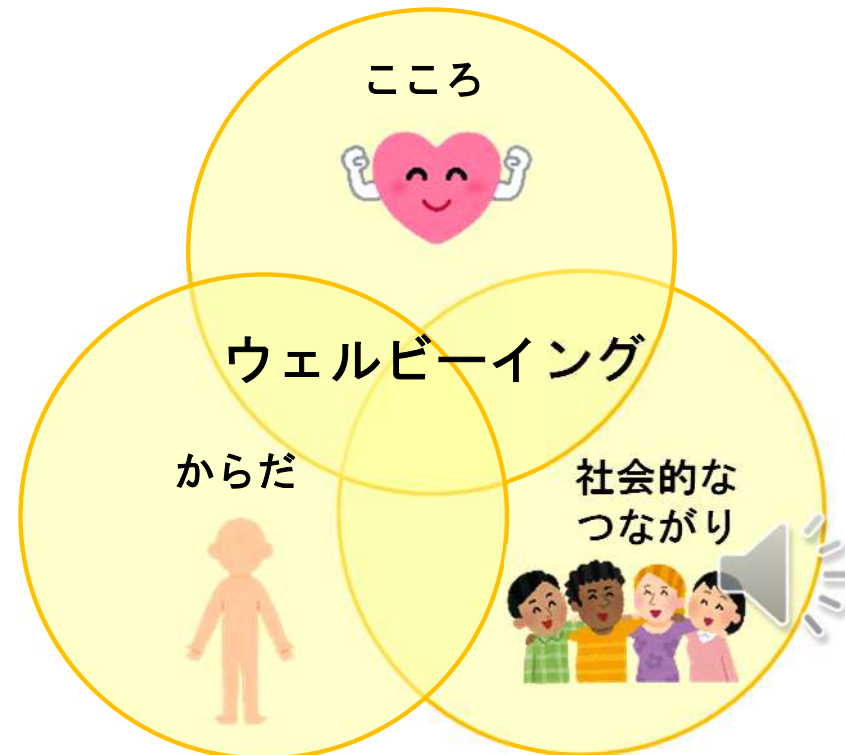
- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む



日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

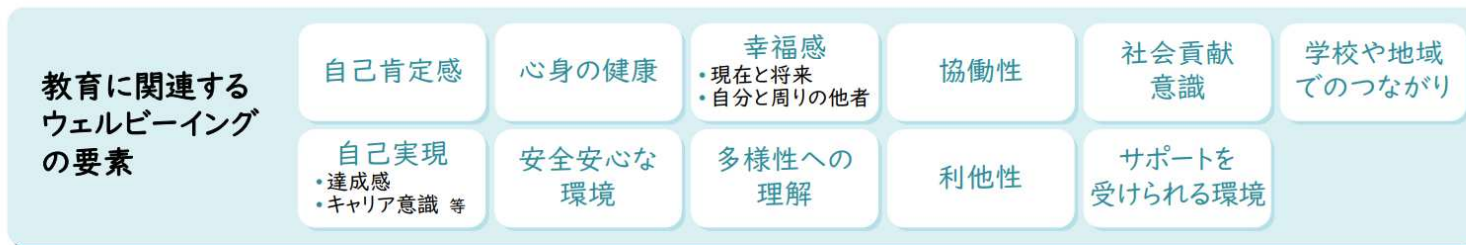


第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

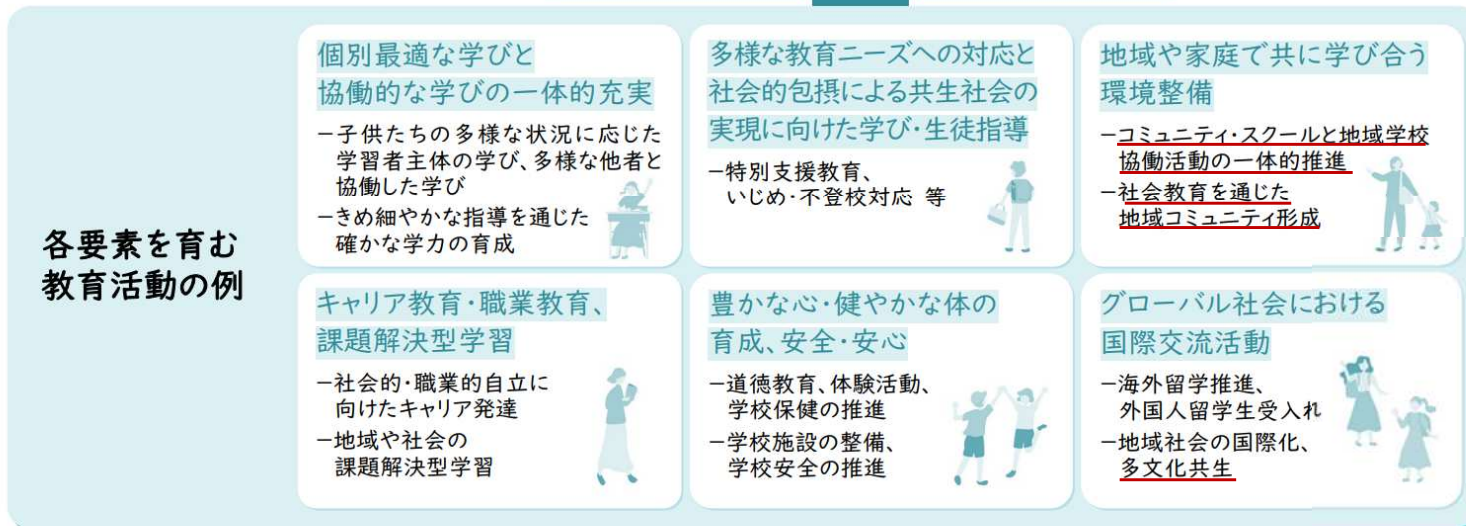
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上



主観的認識のエビデンス把握

5つの基本的な方針



第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

16の目標と基本施策、指標

目標

8

生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

9

学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】



第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

16の目標と基本施策、指標

目標

10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

目標

14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- NPOとの連携
- 企業等との連携
- 関係省庁との連携

指標

- 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】



学校と地域の連携・協働について

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

背景

時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

◆これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）

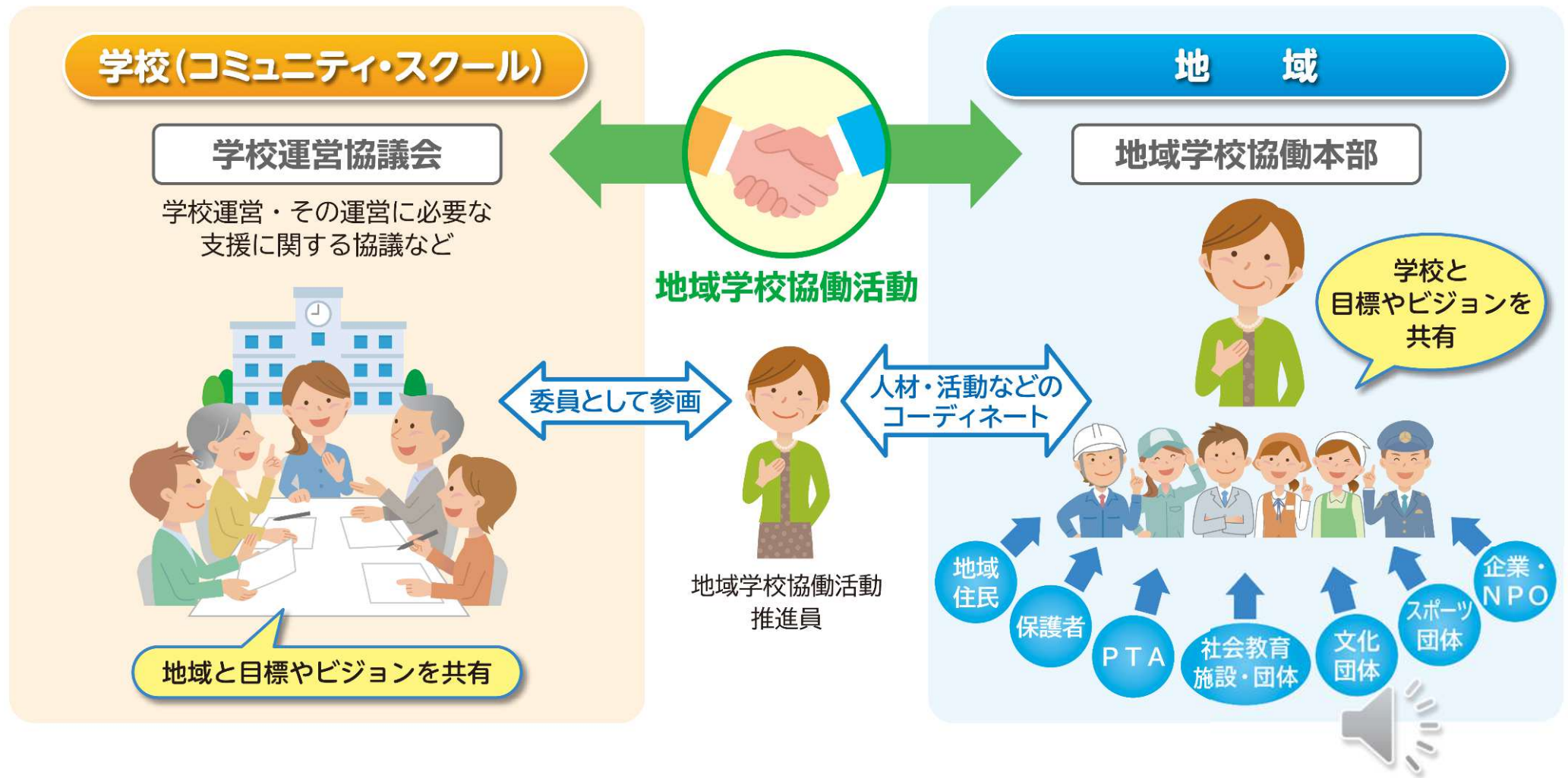
◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要



学校と地域の連携・協働について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



学校と地域の連携・協働について

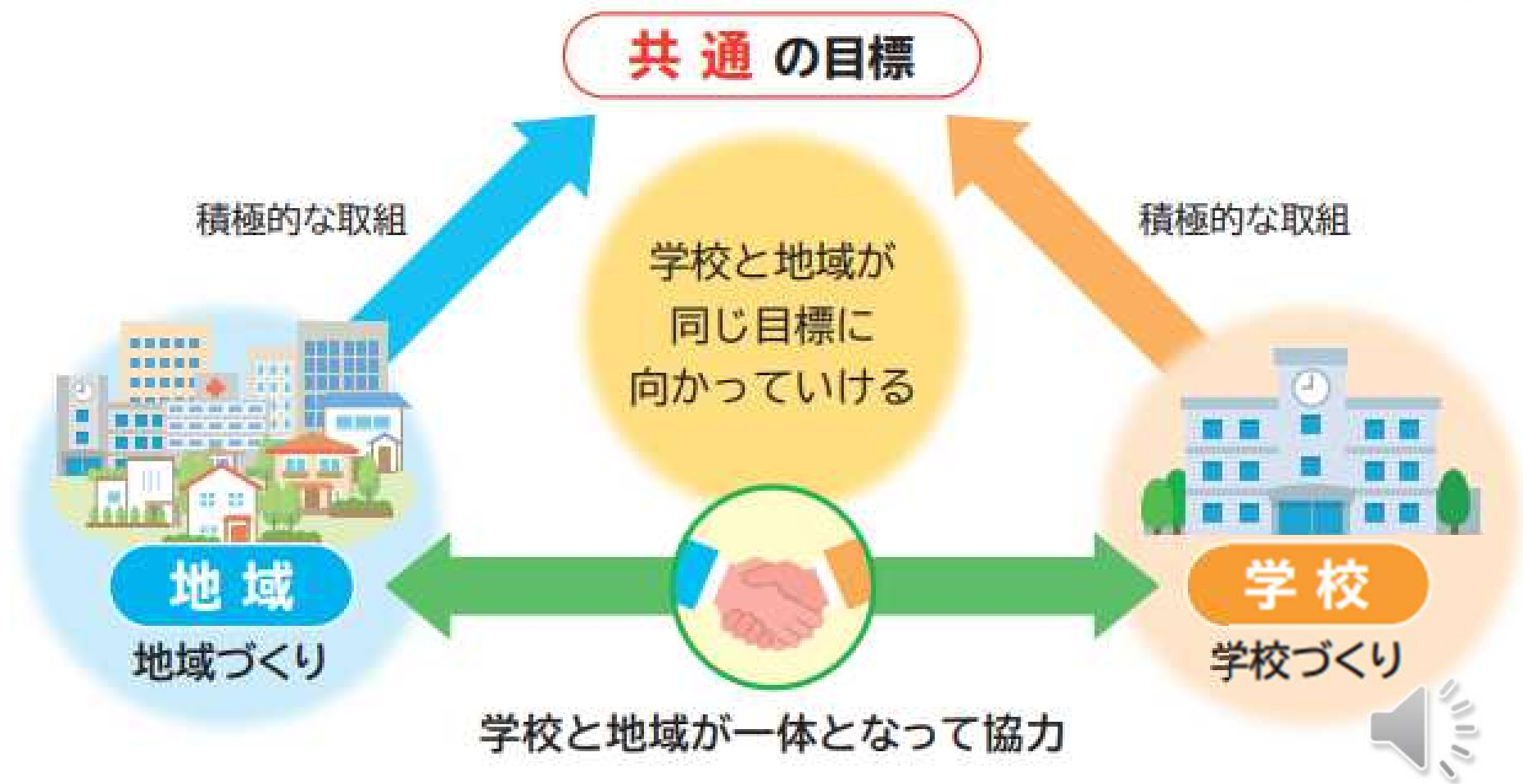
学校と地域、双方から見た PDCA（計画 → 実行 → 評価 → 改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、**学校運営協議会**と**地域学校協働活動**のそれぞれのPDCAを回しつつ、お互いが連携・協働することが重要です。



学校と地域の連携・協働について

学校と地域がパートナーとなることで・・・



学校と地域の連携・協働について

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（概要）

～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

令和4年3月14日

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等）→ 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等）→ 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

家庭教育支援について

1. 家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。子供の豊かな情操、家族を大切にす

◆教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）（※改正教育基本法（H18）において新設された条文）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重（※）しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（※ 家庭教育支援に当たっては、個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭（保護者）が定めるものであることに留意）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

2. 家庭教育を取り巻く状況

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、**地域全体で家庭教育を支える体制を構築することが必要。**

＜「児童のいる世帯」の中で「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合＞



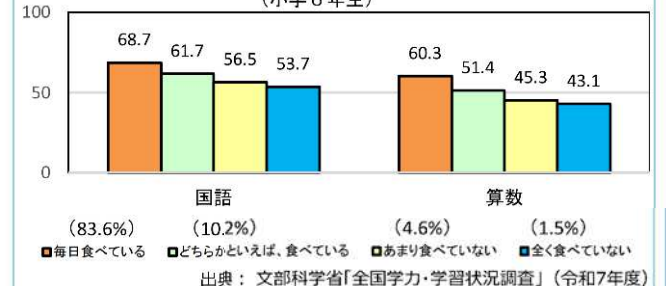
- 家庭環境が多様化し、様々な課題や複雑な事情を抱える家庭が増加する中、児童虐待など、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題が懸念され、**真に支援が必要な家庭に寄り添い届ける支援（アウトリーチ型支援）が必要。**

＜児童相談所での児童虐待相談対応件数＞



- 子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動など、**子供の健やかな成長には、規則正しい生活習慣の確立が必要。**

＜朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係＞
（小学6年生）



3. 文部科学省における主な取組

家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える保護者を支援するため、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等地域における家庭教育支援の取組を推進するための施策を実施。

- 地域の実情に応じた家庭教育支援（アウトリーチ型支援を含む）の取組（※）への財政支援

（※ 地域において家庭教育支援を担う人材の養成、「家庭教育支援チーム」の設置、様々な支援活動の実施等）

- 家庭教育支援に関する効果的な方策の調査検討・全国的な普及啓発

- 「家庭教育支援チーム」の設置促進（文部科学大臣表彰等） 等

家庭教育支援チームについて

趣旨・目的

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**。

チームの構成・業務

- 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。
- 主な取組は、以下のとおり。
 - (1) 保護者等への学びの場の提供
 - (2) 保護者等への地域の居場所づくり
 - (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて届ける支援）

<活動事例>
保護者への学習機会の提供



保護者学習会の様子
(都農町家庭教育応援団「さん・さん」/宮崎県都農町)

国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。

令和5年度は、全国20チームの活動を優れた活動として選定し、表彰式を実施。

表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。

<補助事業による推進>

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

<チームの登録制度>

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。

【→登録チームは、ロゴマークを使用可】



啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。

(平成28年2月)



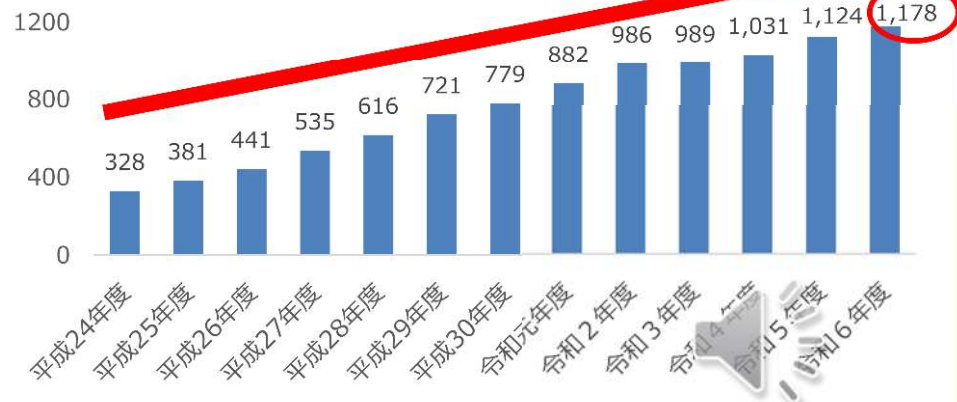
- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。

(平成30年11月)



家庭教育支援チーム数の推移

(チーム数)



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

家庭教育支援について

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和8年度予算額
(前年度予算額)

68百万円
68百万円)



背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

- 事業開始：平成27年度～

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進(継続) [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R8目標：1,000チーム

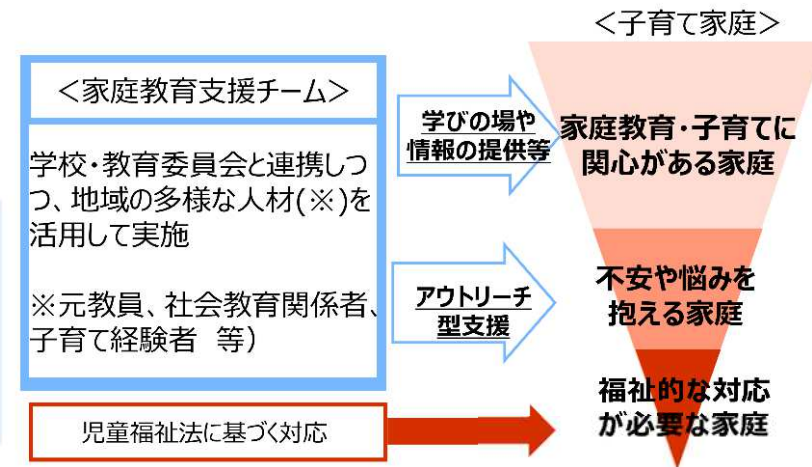
②個別の支援が必要な家庭への対応強化(継続)

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R8目標：100チーム

骨太の方針2025 (令和7年6月13日閣議決定)

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針
(2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進
(若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進)
こどもを取り巻く深刻な状況を踏まえ、教育と福祉の連携により、いじめ・不登校や悩みで直面するこどもや保護者への支援、こども・若者の自殺対策強化に推進する。



アウトプット(活動目標)

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム(成果目標)

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がある保護者の割合が改善する。(R6:35.6%)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

＜根拠法令＞【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の機関との協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

＜具体的な職務の例＞

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。
- 「学びのオーガナイザー」（※）として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
（平成30年12月 中央教育審議会答申）より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
（平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理）より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
（平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会）より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
（平成30年文部科学省令第5号）、令和2年4月1日施行

社会教育士について



私たちのまちや暮らしにある様々な課題。

その課題の解決に向けて、地域に暮らすみなさんを支えるのが
「社会教育士」です！



社会教育士って
知っていますか？

詳しくは
特設サイトへ



文部科学省



社会教育士

社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

社会教育士取得へのステップ



こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員	NPOに所属する人	企業	学校の教職員
どの部署の職員にとっても必要な地域のニーズに寄り添い、地域住民と協働していくための専門的スキルが身につきます。つまり、全ての行政職員におすすめです！	地域づくりや地域の課題解決に取り組む方には欠かせない、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学び」のスキル・ノウハウが体系的に身につきます。	企業が地域とともに持続的に発展していけるよう、地域の課題解決やSDGsの推進にも積極的に関わっていきたいという方、特に企業のCSR担当の方におすすめです。	子供の主体的・対話的で、探究的な学びの場や、社会に開かれた学校づくりを進めていくために、地域の人と連携したいと考えている方におすすめです。

社会教育士について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見

期待される役割

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

求められる能力・知見

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

首長部局、民間企業、NPOなどの活躍の場において必要な各分野の専門的知見



社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

今後期待される
役割の方向性

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

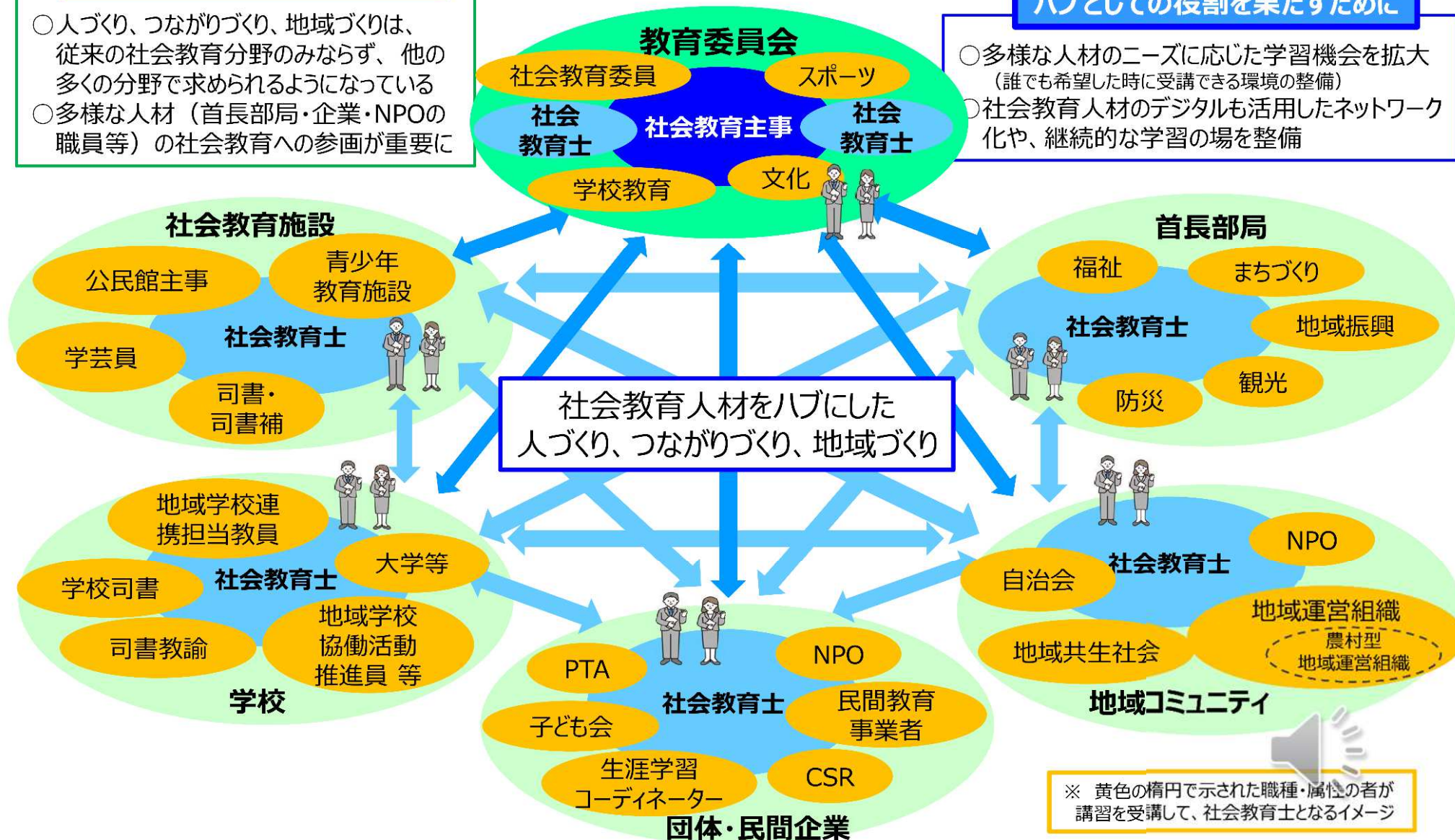
社会教育人材ネットワークづくり

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は**約2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は**約0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- **約92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については、**職場定着が困難な者も多い**
(就職1年後の定着率：知的障害**68%**、身体障害**60.8%**、精神障害**49.3%**)

障害者の生涯学習の機会の充足度／取組状況※令和4年度調査研究より

生涯学習の機会が十分にある、ある程度あるを足した割合 → **38.2%**

現在、生涯学習に取り組んでいる割合 → **20.7%**

生涯学習に取り組んでいない理由

「どのような学習があるのか、知らない」 → **55.8%**

課題

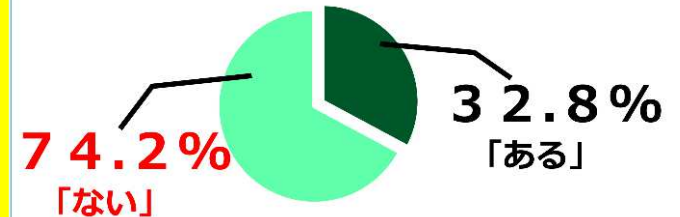
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
- ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**32.8%**に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
情報発信にも課題があり、障害者に生涯学習の情報が届いていない
- ③ 先進的に取り組む**NPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある**

対応

- ・ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
- ・ 発達段階や障害種等に応じた**学習プログラムの開発**やその**担い手を育成する**

【公民館等が「障害者の生涯学習活動の支援」に関わった経験の有無】

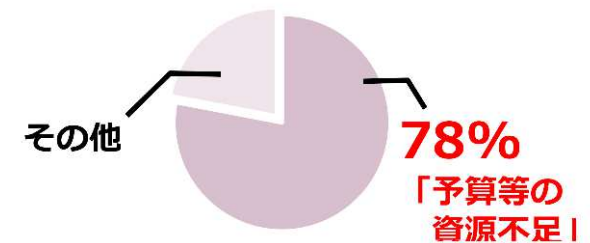
※令和5年度調査研究より



公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】

人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

【厚生労働省】

・障害福祉サービス等

【文化庁】

・障害者芸術文化活動普及支援事業

【スポーツ庁】

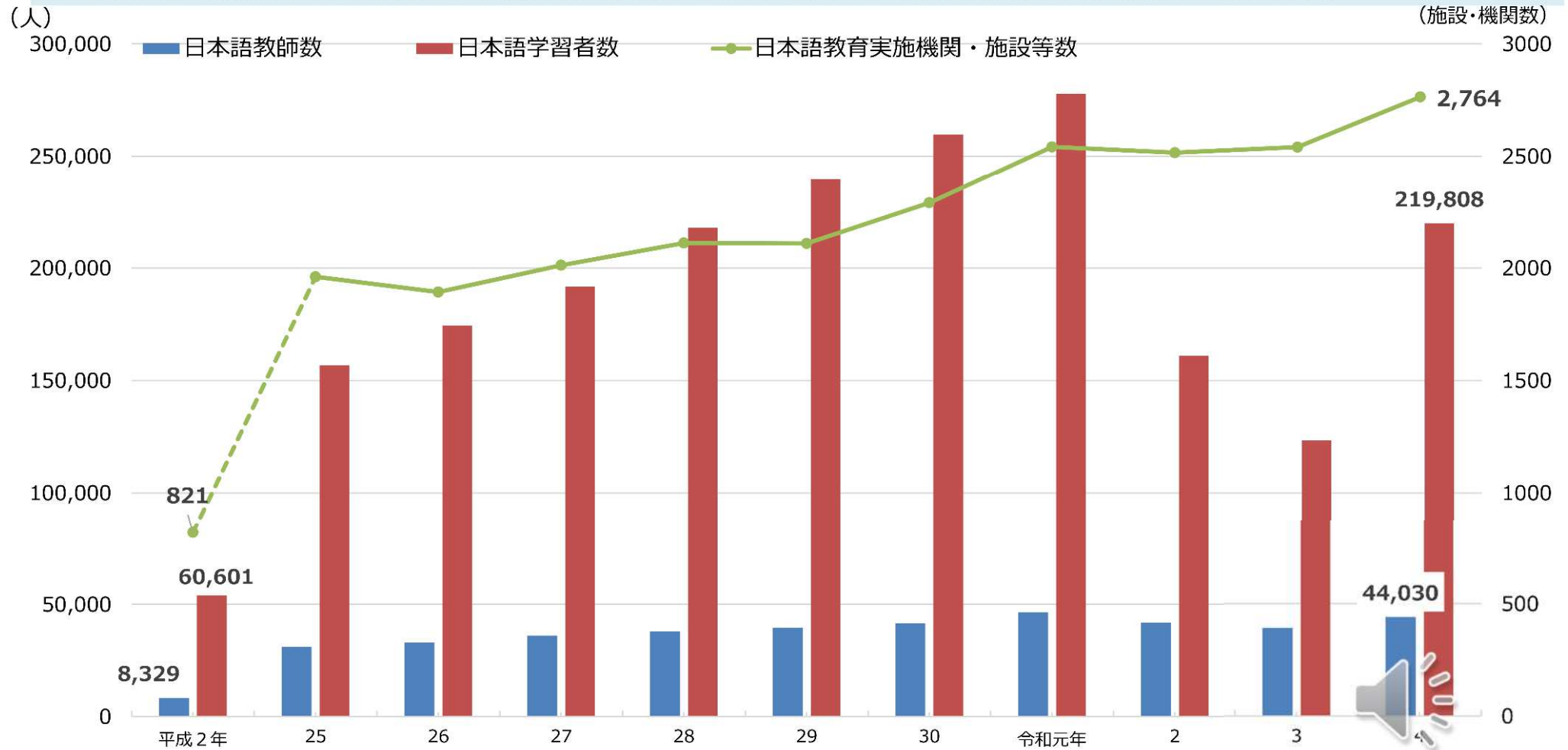
・障害者スポーツ推進プロジェクト 等

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和4年：22万人)
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和4年：2,764機関)
- ▶日本語教師数 (平成2年：8,329人 → 令和4年：44,030人)

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

社会教育の在り方に関する特別部会（第1回）「参考資料集（令和6年8月28日版）」より

中央教育審議会への諮問（令和6年6月25日）

6 文科教第 6 3 8 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について

令和6年6月25日

文 部 科 学 大 臣

盛 山

正 仁



中央教育審議会への諮問（令和6年6月25日）

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

参考資料2

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

- 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～】（令和6年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
 - 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
 - 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

中央教育審議会への諮問（令和6年6月25日）

【主な審議事項】

① 社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

- ・ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方
- ・ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化
- ・ 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方

② 社会教育活動の推進方策

- ・ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策
- ・ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策
- ・ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策
- ・ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策
- ・ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

③ 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

- ・ 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方
- ・ 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方
- ・ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方



中央教育審議会 答申に向けた骨子

中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会 答申に向けた骨子

I. 社会教育をめぐる現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の深刻化、家庭の教育機能の低下、共働き家庭の増加による学校教育外の時間に対するニーズの高まり、地域コミュニティ・交流の希薄化、DX、グローバル化、AI技術の進展などの社会の変化。
- 地域活動への参加に対する当事者意識の低下と参加機会の縮減、自治意識、自治機能の低下。子供・若者の体験活動機会の減少。
- 地方自治体の行財政資源の制約、社会教育行政の縮小・分散、社会教育主事の配置率低下による専門性の希薄化、等
- 社会教育士の制度化後、称号取得者は増加しているものの、依然として「社会教育」に対する社会の認知度向上が課題。

II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について(基本的な方向性)

- 社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働活動を通じて相互のつながりを形成していくという点に特徴がある。
- 第4期教育振興基本計画においては、社会教育における学びを通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められている。
- 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、民主主義と住民自治を醸成し、これを成立させるための社会的基盤として、地域全体の住民にとっての「ウェルビーイング (Well-Being)」にも資することが期待される。



中央教育審議会 答申に向けた骨子

I. 社会教育をめぐる現状と課題

II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（基本的な方向性）

III. 社会教育の具体的な推進方策

1. 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

- (1) 基本的な考え方
- (2) 社会教育人材に期待される役割・能力
- (3) 社会教育主事・社会教育士の位置づけ
 - (ア) 社会教育主事 (イ) 社会教育士 (ウ) 社会教育委員
- (4) 社会教育主事・社会教育士の養成の改善
- (5) 社会教育人材ネットワークづくりに向けて
- (6) 若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫

2. 社会教育活動の推進方策

- (1) 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策
- (2) 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策
- (3) 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策
- (4) 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策
 - (ア) 首長部局（防災、まちづくり、環境等） (イ) NPO 等（民間公益活動を行っている関係団体）
 - (ウ) 民間企業等 (エ) 高等教育機関
- (5) 共生社会実現のための社会教育

3. 国・地方公共団体における社会教育の推進方策等の在り方

- (1) 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方
- (2) 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方
- (3) 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

